

廃棄物を適正に処理するためのチェックリスト

1 施設内でのごみの適正区分(各フロア、各フロア内居室での分別)

- ごみの種類ごとに、分別ボックスを設置している(例:缶、びん、ペットボトル、プラスチック類、紙類)
- 分別ボックスは、フロアごとに設置されている
- 分別ボックスは、利用しやすい場所に設置されている
- 分別ボックスには、わかりやすい表示がある(ごみの分別方法を説明するポスター、説明書など)
- 分別ボックス内のごみは、適切に区分されており他の種類のごみの混入はない
- 従業員や来訪者は、分別の取り組みを理解している

2 保管場所(ごみ置場)での適正区分

- 資源化可能な紙類と一般廃棄物と産業廃棄物のそれぞれの保管場所がある
- 保管場所には、排出者(従業員、清掃員など含む)、許可業者(廃棄物収集業者)がわかりやすいよう、ごみの種類ごとにしやすい表示がある
- 産業廃棄物の保管場所には、産業廃棄物掲示板が設置されている
- 保管場所は、水洗いや清掃が徹底しており、衛生的である
- 保管されている廃棄物は適正に区分されており、資源化可能な紙類と一般廃棄物と産業廃棄物がそれぞれ混入しないようになっている
- 一般廃棄物には中身の見えるごみ袋を使用している
- 十分な保管場所が確保できない場合、排出について許可業者と相談している(廃棄物の品目によって曜日を変える、ごみ袋の色を分けるなど)

3 廃棄物処理業者の選択

- 許可証(コピー)によって許可品目、有効期限、処理能力など産業廃棄物の処理を委託できるか確認する

4 委託契約

- 一般廃棄物、産業廃棄物それぞれの処理委託契約を締結している
- 産業廃棄物処理委託契約は、収集運搬業者、処分業者のそれぞれと契約している
- 産業廃棄物処理委託契約は、書面で行っている
- 処理委託契約書に必要な事項は全て正確に記入している
- 産業廃棄物処理委託契約書には、それぞれ収集運搬業者・処分業者の許可証のコピーが添付されている
- 委託契約書は契約期間終了後5年間保存している

5 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理

- 産業廃棄物を排出するごとに、交付している
- マニフェストの記載事項は全て正確に記入している(日付、交付者名、廃棄物の種類、量など)
- 処理業者からは、B2票、D票、E票が期限内に戻っている
- 排出事業所にはA票、B2票、D票、E票が全てそろっている
- マニフェストは5年間保存している
- マニフェストが返送されたら、処分先などが契約書通りとなっているか確認している

事業所から排出される大型ごみなどの処理について

Q1 事業所から出る大型ごみの処理はどうすればよいですか?

事務所・店舗・工場などから排出される大型ごみは、ごみの素材・材質により一般廃棄物と産業廃棄物に区分のうえ、それぞれの廃棄物を処理できる許可を持った業者に委託してください。

※ 大阪市の「粗大ごみ収集受付センター」では、受付できません。

一般廃棄物収集運搬業許可業者

- 木製品(机・椅子・本棚・容器など)
- 天然皮革の製品(ソファなど)

【許可業者の紹介】 一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会 06-6648-5311

産業廃棄物処理業許可業者

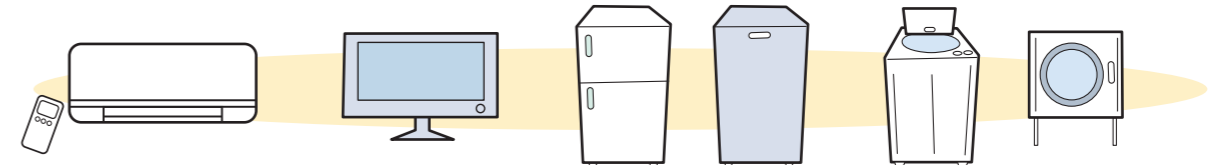
- 金属製品(机・椅子・ロッカー・棚・容器など・事務用品)
- プラスチック製品(容器・ケースなど)
- ガラス・陶器製品(容器・食器など)
- 複数の素材(金属、プラスチック、ガラス製などでできたもの) [自転車、電話機、プリンター、コピー機、掃除機、電子レンジ、業務用電化製品など]

【許可業者の紹介】 公益社団法人大阪府産業資源循環協会 06-6943-4016

Q2 事業所で使用していた家電品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)の処理はどうすればよいですか?

家電リサイクル法の対象品目となりますので(業務用除く)、買い替える場合や過去に購入した販売店などが分かる場合には、当該販売店に引き取る義務がありますので引き取りを依頼してください。(リサイクル料金・収集運搬料金要)販売店に引き取り義務のないものについては、次にお問合せください。

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター 0120-31-9640 (<https://www.rkc.aeha.or.jp/>)



Q3 事業所で使用していたパソコンの処理はどうすればよいですか?

資源有効利用促進法に基づき、パソコンメーカーなどが回収リサイクルに取り組んでいます。

詳しくは、パソコンメーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会にお問合せください。

また、メーカーの回収受付窓口が分からない場合も一般社団法人パソコン3R推進協会にお問合せください。

購入時の標準付属品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル)なども一緒に回収してもらえます。

一般社団法人パソコン3R推進協会 03-3292-7518

(<http://www.pc3r.jp/office/faq.html>)



Q4 事業所で使用していた小型充電式電池の処理はどうすればよいですか?

資源有効利用促進法に基づき、製造メーカーなどが回収リサイクルに取り組んでいます。

詳しくは、下記にお問合せください。

【小型充電式電池】 一般社団法人JBRC 03-6403-5673 (<https://www.jbrc.com/>)

